

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第一 参議院議員の定数の改正

一 参議院議員の定数のうち、九十四人（現行九十六人）を比例代表選出議員、百四十八人（現行百四十六人）を選挙区選出議員とすること。
（第四条第二項関係）

二 参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改めること。

選挙区

議員数

埼 玉 県

八人（現行六人）

（別表第三関係）

第二 検討

平成三十四年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、二院制の下における参議院の在り方を踏まえ、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正を図りつつ各都道府県の区域による選挙区において議員が選挙されるようにすること等を考慮して、比例代表選出議員の選挙及び選挙区選出議員の選挙から成る参議院議員の選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする

ること。

(附則第三項関係)

二

第三 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 適用区分

この法律による改正後の公職選挙法第四条第二項及び別表第三の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例によること。

(附則第二項関係)